

# 入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）第4条の規定に基づき公告する。

入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告によるものとする。

この入札は静岡県共同利用電子入札システムの「制限付き一般競争入札」により執行する。

令和6年4月23日

掛川市長 久保田 崇

入札執行者	掛川市長 久保田 崇		入札番号	第10044号
建設工事名	令和6年度 配水施設関連事業 大坂水源深井戸二重ケーシング工事			
施工箇所	掛川市 大坂 地内	工種	機械器具設置	
工期	令和6年11月22日	予定価格(税込)	25,542,000円	
方式	電子入札案件「制限付き一般競争入札」			
週休2日	<u>〔週休2日推進工事〕…掛川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領による。</u>			
工事概要	規模	深井戸改修工事 一式		
	構造形式			
公告日	令和6年4月23日(火)	申請書等の提出期限日	令和6年5月7日(火)	
資格の認定日	令和6年5月8日(水)	開札執行日(午前11時)	令和6年5月16日(木)	
建設工事業者の入札参加資格要件 (特記事項)	掛川市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。  (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく <u>機械器具設置工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可</u> を受けている者であり、 <u>掛川市内に本社または支店等を有する者</u> であること。（公告日において掛川市内に本社または支店等を有する者であること。） (2) 掛川市内に本社を有する者にあつては、 <u>機械器具設置工に係る経営事項審査結果（「令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」の提出時以降のもの）の総合評点が700点以上</u> であること。支店等を有する者にあつては、 <u>機械器具設置工に係る経営事項審査結果（「令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」の提出時以降のもの）の総合評点が800点以上</u> であること。 (3) 掛川市発注の機械器具設置を施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率30パーセント以上で施工した場合のものに限る。 (4) 法第26条の規定に基づく管工事に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。 (5) 機械器具設置工事の許可を有しての営業年数が3年以上であること。			

(共通事項)	<p>(6) (1)の営業所が掛川市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。</p> <p>(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(8) 掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱に基づく入札参加停止等を受けている期間中でないこと。</p> <p>(9) 法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。</p> <p>(10) 工事の施工に対応して必要な建設業法に規定する技術者を配置できる者であること。</p> <p>(11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。</p>
配置予定技術者等の資格及び工事経験	<p>(1) 入札参加資格要件に掲げる資格〔監理(主任)技術者〕があることを的確に判断できる配置予定技術者の資格を有すること。</p> <p>(2) 工事経験は、平成21年度以降で工事が完成し引渡しが済んでいる静岡県又は県内市区町発注の同種工事（機械器具工事）の経験があること。</p> <p>(3) 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。</p>

設計図書等の閲覧及び配布	<p>閲覧場所：掛川市役所4階 行政課契約検査係において閲覧する。</p> <p>配布方法：静岡県掛川市公式ホームページからダウンロードする。</p>
入札参加資格なし理由請求	令和6年5月9日(木)までに書面（任意様式）を提出することにより、説明を求めることができる。
入札執行方法	<p>電子入札：令和6年5月14日(火)の午前9時から令和6年5月15日(水)の午後4時までに電子入札システムにより提出すること。</p> <p>紙入札：令和6年5月16日(木)の午前11時までに掛川市役所4階行政課入札室へ入札書等を直接持参すること。</p>
申請書類等の提出場所	静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所4階 行政課契約検査係 電話番号0537-21-1133(直通)

<p>入札参加資格 確認申請書及 び確認資料</p>	<p>紙入札案件の申請書等は、直接提出するものとする。</p> <p>電子入札案件の申請書等の提出は、原則として電送とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や掛川市電子入札運用基準（様式3：紙入札方式参加申請書）により発注者の承諾を得た場合は、申請書及び資料を持参することができる。紙入札方式参加申請書は“申請書等の提出期限日”の午後5時までに直接提出するものとする。</p> <p>申請書及び確認資料の提出は“申請書等の提出期限日”の午後5時までに静岡県共同利用電子入札システムにより提出すること。なお、添付資料のファイル名については「業者名」を必ず記入すること。また、持参による場合は“申請書等の提出期限日”の午後5時までに提出するものとする。</p> <p>入札参加資格確認申請書は、別紙様式第2号により作成し、(1)の同種工事の施工実績表、及び(3)の配置予定技術者等の資格・経験表、及び(4)の許可等の状況表に記載すること。</p> <p>(1) 同種工事の施工実績表 建設工事業者の入札参加資格要件に掲げる資格があることを的確に判断できる同種工事の施工実績を記載すること。この場合、資格があると確認できる工事を複数記載できるものとする。</p> <p><del>(2) 契約書等の写し (1)の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し並びに施工実績を証明する設計書の写し、又は工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテ受領書の写しを提出すること。</del></p> <p>(3) 配置予定技術者等の資格・工事経験表 “配置予定技術者等の資格及び工事経験”のとおりとし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合における入札参加資格の確認申請者は、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱（平成19年9月1日施行）に基づく入札参加停止等を行う場合がある。</p> <p>(4) 許可等の状況 建設業許可の状況及び建設工事の格付及び経営事項審査の結果等を記載すること。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書及び確認資料の作成及び申込に係る費用は提出者の負担とする。</li> <li>・提出資料は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。</li> <li>・提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。</li> <li>・提出資料は、返却しない。</li> <li>・提出資料は、公表しない。</li> </ul>
------------------------------------	--

<p>設計図書等の 閲覧及び配布</p>	<p>仕様書、設計書、図面等の閲覧及び配布は次のとおりとする。</p> <p>閲覧期間は“開札執行日”までとする。</p> <p>配布期間は“資格の認定日”までとする。なお、配布方法の詳細については下記のとおりとする。</p> <p>※静岡県掛川市公式ホームページからダウンロードする。 [トップページ⇒暮らし・行政情報⇒産業・仕事⇒新着情報⇒ “制限付き一般競争入札公告を更新しました。”] トップページURL <a href="http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/">http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/</a></p>
<p>設計図書等 に対する質問</p>	<p>設計図書等に対する質問がある場合においては、質疑書を提出すること。</p> <p>質疑書を“申請書等の提出期限日”の午後5時までに電子入札システムの説明要求[入札説明書・案件内容]により提出すること。なお、持参による場合は“申請書等の提出期限日”の午後5時までに直接提出するものとする。</p> <p>質疑書に対する回答については、次のとおりとする。</p> <p>回答を“資格の認定日”までに電子入札システムに掲載する。なお、持参による場合は、前項の掲載及び“資格の認定日”までに“申請書類等の提出場所”において回答書を配布する。なお、質疑書の提出がない場合には、回答等を掲載又は配布しない。</p>

現場説明会	無し
入札参加資格なし理由請求及び回答	<p>入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。</p> <p>書面を“入札参加資格なし理由請求日”の午後5時までに電子入札システムの説明要求〔「参加資格なし」の理由請求〕により提出すること。なお、持参による場合は“入札参加資格なし理由請求日”の午後5時までに直接提出するものとする。</p> <p>入札執行者は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。なお、持参による場合は“申請書類等の提出場所”において、説明を求めた者に対し回答書を配付する。</p>
入札執行条件	<p>(1) 郵送による入札は認めない。</p> <p>(2) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(3) 持参による入札に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書及びこの工事の詳細な積算資料を入札執行場所へ持参すること。</p> <p>(4) 入札書に記載される入札金額の根拠となる工事費内訳書を作成し、提出しなければならない。紙による入札に当たっては、工事費内訳書を入札書とともに入札用封筒に封かんして提出しなければならない。なお、工事費内訳書を提出しない入札参加者は、当該入札に参加することができない。</p> <p>(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。</p>
開札	<p>開札は、入札日時後に入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。</p>
入札の無効	<p>本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書、入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>なお、入札参加資格のある旨を承認された者であっても、確認の後に入札参加停止措置を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等入札時点において建設工事業者の入札参加資格要件に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。</p>

落札者の決定方法	地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
最低制限価格	採用：掛川市最低制限価格実施要領による。
入札保証金	免除
入札執行回数	予定価格事前公表：1回を限度とする。 予定価格事後公表：2回（再度入札）を限度とする。
不落随契	予算決算及び会計令（昭和22年政令第220号）第99条の2の規定により競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない（予定価格と最低価格との差が5%以内に限る。）ときは、予定価格の範囲内で随意契約とする。
契約保証金	請負代金額が300万円以上の場合に10分の1以上の額とする。
契約書の作成	請書：請負代金額300万円未満の場合に作成する。 請負契約書：請負代金額300万円以上の場合に作成する。
支払条件等	前払金：請負代金額の10分の4以内の額とする。 中間前払金：請負代金額の10分の2以内の額とする。 部分払：請負代金額が5,000万円以上の場合には4回以内。 請負代金額が2,000万円以上5,000万円未満の場合には3回以内。 請負代金額が300万円以上2,000万円未満の場合には2回以内。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 掛川市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。</li> <li>(2) 入札参加者は、掛川市競争契約入札心得を遵守すること。</li> <li>(3) 落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</li> <li>(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</li> <li>(5) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</li> <li>(6) インターネットによる設計図書等の電子データが閲覧及びダウンロードできない場合には電子データが保存された媒体を借用することができる。</li> <li>(7) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情がある場合には、紙入札に変更する場合があります。</li> <li>(8) 電子入札システム（入札参加者側）の運用時間等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後9時までとなる。</li> <li>(9) 掛川市役所管財課における申請書等の受付日時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。</li> <li>(10) その他詳細不明の点については、静岡県掛川市役所行政課契約検査係電話番号0537-21-1133(直通)に照会すること。</li> </ol>